

平成28年度 山梨県南都留地域教育フォーラム提案書

第6分科会

特定非営利活動法人

天使のおもちゃ図書館はばたき

理事長 天野 徳江

『地域支援事業所の立場からの支え』

～ 相談支援員としての連携を通して ～

児童を取り巻く福祉サービスについて

現在、ハンディーキャップのある未就学児～学童児（高等部まで）は福祉サービスを利用できるシステムがあります。利用できる児童の特性の幅は年々広がり、身体障害、知的障害のある児童、又は精神障害のある児童（発達障害児を含む）が含まれます。彼らは、**身体手帳や療育手帳の有無を問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象**になります。また、学習能力がボーダーラインの児童も①「児童福祉法」と②「障害者総合支援法」に基づいたサービスを使うことが出来ます。

① 「児童福祉法」に基づくサービスは以下のものがあります。

◆障害児通所支援として

- ・児童発達支援・・・未就学児対象
- ・医療型児童発達支援・・・未就学児対象
- ・放課後等デイサービス・・・学童（小学部～高等部）
- ・保育所等訪問支援

があり、管轄は【市町村の福祉課】が窓口になります

◆障害児入所支援として

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

があり、管轄は【都道府県】が窓口になります

② 「障害者総合支援法」に基づくサービスは以下のものがあります。

- ・短期入所支援・・・自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
- ・居宅介護支援・・・自宅において、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
- ・重度訪問介護・・・重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅において、入浴、排せつ、食事などの介護のほか、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

- ・ 行動援護支援・・・知的障害や精神障害により行動が困難で、介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などをします。
- ・ 同行援護支援・・・重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
- ・ 重度障害者等
 - 包括支援・・・介護の必要性が非常に高い人に、複数のサービスを包括的にを行います。

がありますが、学童までを通して福祉サービスを使うとなると、児童発達支援と放課後等デイサービスを使う方の割合が多いです。また、こうしたサービスを利用するにあたり、障害児相談支援事業所の相談支援専門員が作成する「サービス等利用計画」が必要となる為、福祉サービスを使う時は各市町村の福祉課窓口にお問い合わせの事が必要です。

その他に児童相談所や市町村での担当保健婦の方も、お子さんの発達での悩みを受け付ける事で、重層的な支援を継続する体制になっています。

年齢に応じた支援体制について

生後、特に問題なく定型発達の児童であれば一般の子ども施策の施設として保育所・幼稚園・認定こども園に通園して普通小学校・中学校・高等学校に進学していきます。一方でハンディーキャップのある児童は先に記したように児童発達支援を使いながら、保育園に加配もつけていただいて通園したり、児童発達支援事業所だけで通所する未就学児さんや小学校では特別支援学校や普通学校の支援学級に入学していきます。そして、放課後や長期の休暇で放課後等デイサービスを使いご家庭の事情等の解消に役立てられています。こうしたサービスも年齢によって、支援の目標の設定が変わってきます

例えば、未就学期においては親子関係、日常生活、遊び、集団を通した発達の基礎作り（心身、対人、言葉、日常生活動作（Activities of Daily Living 等）

学童期の中等部までは様々な生活体験を通じた生きる力に結び付く基礎的な知識・技能の習得等（教科・買い物や料理等・ADL・対人・余暇等）

学童期の高等部においては就労・地域生活につなげる支援（実習・自活訓練等）

このように、児童の成長に伴ったサービスがありますが、いずれも児童を取り巻く保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校と支援学校、児童相談所、保健センターとの連携も重要な支援体制の中に組み込まれています。

相談支援専門員について

相談支援専門員とは障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、先に記載

した福祉サービスを使うには相談支援専門員の作成する「サービス等利用計画」が必要となります。こうした相談支援専門員は障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における相談支援・介護等の業務における実務経験(3~10年)があり、且つ県の主催する「相談支援従事者(初任者)研修」の修了者が相談支援専門員として配置されます。

こうした相談支援専門員は保護者さんのわが子への想いや生活する上で困っている事を聴取し、解決の糸口が出来るよう助言します。福祉サービスを必要とする場合には「サービス等利用計画(案)」をたてて、福祉サービスを利用する事業所と、支給決定する市町村担当者や専門機関等との担当者会議の招集を行います。その福祉サービスを利用する事で、お子さんとご家族の問題の解決や効果を確認したり、福祉サービスの量が妥当かも検討して、「サービス等利用計画」が本決定し、市町村の福祉課から福祉サービスの支給決定がされます。児童の場合、日中過ごす保育園・幼稚園・学校等を計画書の中に記載する事は必須で入っています。

児童発達支援・放課後等デイサービスについて

お子さんが使う児童発達支援と放課後等デイサービスとは、年齢に応じた支援体制についてで記載しました目標設定にあわせ、個々人が生活する上で困っている事も解決できる個別支援計画を作成して、日々支援を行うサービスです。具体的には「サービス等利用計画」の目標や課題を事業所が出来る範囲での支援になるので、互助努力は行いながらも支援内容やプログラムは各事業所のカラーが出てきます。

南北都留において、児童発達支援を行っているのは当法人の『天使のおもちゃ図書館はばたき』のみで、放課後等デイサービスについては、南都留では、『天使のおもちゃ図書館はばたき(都留市)』『あかね雲(富士吉田市)』『ぱるっこ(富士河口湖町)』、北都留管内では、『大月児童デイサービス事業所』『上野原児童デイサービス事業所』、重症心身障害児専門の放課後等デイサービスは大月市の『スカイコート大月』が行っています。当法人では現在医療ケアを必要としない重症心身障害児のお子さんも受け入れています。

サービスの現場と相談支援専門員としての役割

障害児相談支援は2割が児童への支援、8割がご家族への支援と言われます。この数値から他の児童との違いを感じた保護者さんとご家族の苦悩や困り感が分かるかと思います。障害を告げられて受け入れるまでの道のりは、長くなると多くの問題を抱えるはめになります。『障害は治らない』即ち、一生涯付き合うもので、それを受け入れるのは大変苦しい事だと思います。また、ご家族なりにわが子を守りたくなるのも分かります。児童の特性を見極めて、常識や価値観や見栄をすて、将来的な展望にたった目標をたてて、その為に今何をすべきかの指標をしっかりと把握し、関係機関とつなげるように、ご家族の気持ちを促す事が出来る地域支援事業所や、相談支援専門員が必要と感じています。また、学校は義務教育機関ゆえに縛られたカリキュラムがあり、地域での支援と

は全く異なる内容も多くあります。そもそも、ハンディーキャップを持つ児童のデイサービス事業の根源は、ご家庭で何かあった時の預かり場所が出発点であったので、根本的な流れが違います。自立支援法から児童デイサービスが始まった当初、国の施策としては集団適応の為の療育支援と家族支援の両方が掲げられました。そのまま障害者総合支援法に引き継がれて児童発達支援と放課後等デイサービスとなりました。そのため、事業所によっては家族支援を軸に事業展開するところもあります。家族支援を行いつつ、お子さんの特性の縮小を図り、地域での生活を営める「生きる力」の育成を行い、いずれは地域で生きていく事が可能になるよう、幼少期からきれめない支援が地域支援の強みです。

支援学校や支援学級等で福祉サービスに繋がった児童がいる学校は、特別な配慮があり、児童にとっての合理的配慮を考えて頂ける場と思います。学校は教科学習が教育の主軸ですが、私たちの地域支援は見えない学力をつける事を主軸に考えています。体力や集中力、持久力、特性に対する対応を行い環境への適応力をつける事が必要と感じています。一口に療育と言われるものは「治療教育」なので、担当する分野の違いがあるように感じています。

こうした役割分担の中で、「サービス等利用計画」の担当者会議に学校担当者の出席を求めたい気持ちはありますが、地域支援事業の私たちの存在が保育園・幼稚園・学校関係者の中には浸透してないように思える場面を多く経験しているため、道のりはまだまだ遠いように感じます。

また、私たち地域支援員も同じ児童福祉法の中で動いているのですが、福祉と学校との垣根を高く感じてしまい、踏み出せない現状もあります。しかし、児童の生活をトータル的に見た場合、日中活動の学校と放課後活動の福祉サービスを切り離して考える事は不自然だと思います。

地域の学童保育は理解しても、福祉のサービス事業はわからないといった様子があります。それはこうしたサービスをうける児童と出会う機会が少ないため、仕方無い事だと考えています。

今後も、相談支援専門員を行う上で、社会で生きていく力とはなんなのかをハンディーキャップのある方と向き合って、「サービス等利用計画」を立てていきたいと思っています。そのためには日中活動の長い幼稚園・保育園・学校等の連携は、とても大切な事であると感じています。何か問題があった時など、学校での生活の様子を教えていただければ、受入後の対応が変わります。また、双方でお子さんに対するベクトルが違っていると、おさんは誤学習を重ねるかもしれません。いろいろな情報交換や共有化を図ることで、出来る療育もあると思います。ぜひ、私たちの福祉分野を「違う」といった目線ではなく、同じ児童に関わる第二の保護者としての受け入れをお願いしたいです。お子さんを多方面からの観察することは、とても必要だと思います。療育は兎角 思い込みに走りやすい面があります。そういった事を防ぐためにも、多くの方の意見やスーパーバイズの意見も取り入れた支援をしつつ、地域支援の専門性は何なのかも考えていきたいと思っています。

学校との連携を行う上での手続きがあれば、双方で相談の上、連携する体制を整えられるよう働きかけ、お互いの垣根が低くなる事を願って、今回の研修の寄稿を終わりにしたいと思います。こういったあらたまった場での発表は不慣れで、経験不足な為不明瞭なところがあるかと思っています。ご質問やご不明な点がありましたら、いつでも法人事業所にご連絡を頂けると助かります。本当に稚拙な文章を最後までお読みいただき、誠にありがとうございました